

あさひ園短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

1. 事業者

事業者名	社会福祉法人 郷寿会
代表者名	理事長 福嶋 隆
所在地	熊本県八代市上日置町2345番地
電話番号	0965-35-5757(代表)

2. 利用施設

施設名	特別養護老人ホーム あさひ園
施設所在地	熊本県八代市上日置町2345番地
施設長名	頼藤 繁夫
電話番号	0965-35-5757
FAX番号	0965-34-4111

3. 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類		熊本県知事の事業所指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム	平成12年3月31日	4370200380	50名
在宅	短期入所生活介護事業	平成12年3月31日	4370200653	5名
	通所介護事業	平成12年3月31日	4370200513	35名
	訪問介護事業	平成12年3月31日	4370200612	
居宅介護支援事業		平成11年9月 1日	4370200067	

4. 施設の概要

建 物	鉄筋コンクリート造一部2階建 2, 935. 90 m ²
利用定員	5人

(1)居室

居室の種類	室数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	2	29. 40 m ²	14. 70 m ²
3人部屋	1	33. 60 m ²	11. 20 m ²

(2)主な設備

設備の種類	室数
食 堂	1
集 会 室	1
浴 室	1
脱 衣 室	1
医 務 室	1

5. 職員体制(主たる職員)

職 種	員数	区 分				保有資格
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
理 事 長	1	1				
施 設 長	1	1				
事 務 長	1	1				
事 務 員	1	1				
生活相談員	1	1				
介護支援専門員	1	1				
介 護 職 員	19	19				
看 護 職 員	3	3				
機能訓練指導員	1	1				看護師
管理栄養士	1	1				
医 師	1			1		

6. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制			
施 設 長 生活相談員 事務職員	正規の時間帯	平常	8:00～17:30	
		半日	8:00～12:30	
介 護 職 員	正規の時間帯		早出	7:00～16:00
	平常	8:00～17:30	遅出	9:30～19:00
	夜勤	16:30～ 9:30	半日	8:00～12:30
看 護 職 員	正規の時間帯	平常	8:00～17:30	
		遅出	9:30～19:00	
		半日	8:00～12:30	
	※ 夜間については、自宅待機を行い緊急時に備えます。			
訓 練 指 導 員	正規の時間帯	平常	8:00～17:30	
		遅出	9:30～19:00	
		半日	8:00～12:30	
管 理 栄 養 士	正規の時間帯	平常	8:30～17:30	
		半日	8:30～13:00	
医 師	1週2日(8:00～17:30の間1日2時間勤務)			

7. サービスの概要

(1)介護保険給付サービス

種類	内 容
食 事	①管理栄養士のたてる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 ②食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 (食事時間) 朝食 8:00～ 昼食 11:30～ 夕食 17:30～
排 泄	①利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行なうとともに、排泄の自立についても適切な援助を行ないます。
入 浴	①原則、週2回の入浴または清拭を行ないます。 ②寝たきり等で座位がとれない方は、機械を用いての入浴を行います。
離床、更衣 整容	①寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮します。 ②生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なうよう配慮します。 ③個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
機能訓練	①機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、計画的に実施します。 ②当施設の保有するリハビリ器具 歩行器 マイクロウェーブ ギャジベッド 平行棒 車椅子 移動用バー 訓練用階段

健康管理	<p>①短期入所生活介護サービスを利用中に病変した場合は、原則として利用者の主治医に往診をお願いします。ただし、主治医の都合により往診が不可能な場合等については、事前に協議することとします。</p> <p>②利用前及び利用期間中に、インフルエンザや食中毒等の感染症症状が認められた場合は、予防及びまん延防止のため利用を中止していただきます。</p> <p>③利用期間中に医療機関の受診が必要となった場合、かかりつけ医等への受診はご家族をお願いします。急変時を除き、原則送迎及び付き添いはいたしません。</p>
相談及び援助	<p>①当事業所は、利用者及び契約者からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行なうようつとめます。(相談窓口) 生活相談員:春崎美名子</p> <p>②利用者の介護サービス計画書が作成されるまでの間についても、本人がその有する能力に応じて自立した日常生活が送れるように適切な各種介護サービスを提供します。</p>
社会生活上の便宜	<p>① 当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜・多様なレクリエーション行事を企画します。</p> <p>② 主なレクリエーション行事 交流会、納涼祭、文化祭、敬老会、ひだまりの会(誕生会含む)、おやつ作り、野外昼食会、生花、バスハイク、園外ショッピング、花祭り、七夕、節分、雛祭り会等</p>

(2)その他介護給付サービス加算

加算	加算条件
機能訓練指導員加算	機能訓練指導員を配置したうえで、個別に計画書を作成し機能訓練を行った場合。
看護体制加算	常勤の看護師を1名以上配置し、医療機関との連携により24時間連絡体制を確保し健康上の管理等を行う体制を確保している場合。
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症入所者に対して個別の担当者を定めてサービスを提供した場合。
在宅中重度者受入加算	利用者が利用していた訪問看護を行う当該事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合。
夜間職員配置加算Ⅰ	夜勤勤務条件に関する基準(2名)より1名以上加えた職員を配置している場合。
夜間職員配置加算Ⅲ	夜間職員配置加算Ⅰの要件に加え、看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急にショートステイを利用し、サービスを提供した場合。

サービス提供体制強化加算 Iイ	介護福祉士を有する職員が、介護職員総数の6割を上回っている場合。
サービス提供体制強化加算 Iロ	介護福祉士を有する職員が、介護職員総数の5割を上回っている場合。
送迎加算	短期入所生活介護利用のため送迎を行った場合。
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合。
生活機能向上連携加算	自立支援・重度化防止のため、外部のリハビリテーション専門職が連携して、機能訓練のマネジメントを行った場合。
介護職員処遇改善加算	介護老人福祉施設サービスを行った場合、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準に揚げる区分に従って加算する。

※上記は必要に応じて加算されます。

(3)介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者及び契約者の負担となります。

①食事の提供に要する費用(食材料費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額のご負担となります。(一食ごとのご負担)

②滞在に要する費用(光熱水費及び室料)

当施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、多床室利用者の方には光熱水費相当額をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された滞在費の金額(1日当たり)のご負担となります。

(4)その他

- ①サービス提供記録の閲覧は、土日曜日・祝祭日を除く午前8時から午後5時までです。
- ②サービス提供記録等の複写は、実費相当額を負担していただきます。
- ③サービス提供の記録等の保存は5年間です。

8. 利用者負担金

お支払いいただく利用者負担金は次のとおりです。

(1)法定給付(別表利用料参照)

(2)法定外給付(別表利用料参照)

食費(1～3段階)	朝食:440円	昼食:500円	夕食:440円
食費(4階)	朝食:465円	昼食:500円	夕食:465円

(3)利用者負担金の支払い方法

①上記利用者負担金の支払いは、別紙1の「あさひ園短期入所生活介護サービス利用料金表」により、毎月10日までに月単位で請求しますので毎月28日までにお支払いいただきますようお願いいたします。原則として、自動口座引き落としとなります。

②介護保険料を滞納した場合は、いったん利用者が、施設介護サービス費(10割)を支払い、その後、市に対して保険給付分(9割)を請求していただくこととなります。

(4)領収書の発行

事業者は、利用者から支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

(5)サービス提供証明書の発行

事業者は、利用者から利用者負担金の支払いを受け、利用者から求められたときは、利用者に対し提供した老人福祉施設介護サービスの内容、利用単位、費用等を記載したサービス提供証明書を交付します。

(6)居室の明け渡し

契約が終了するときは、利用者負担金を支払いの上、契約終了日までに居室を明け渡していただきます。

9. 事業の目的と運営方針

利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要介護者に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とします。

事業所の職員は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその住居において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホームあさひ園消防計画」に則り対応を行ないます。(平成1年9月22日届出)			
近隣との協力関係	八代市上日置町内会及び長田町内会、八代市消防団第5分団と非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練及び防災設備	別途定める「特別養護老人ホームあさひ園消防計画」に則り、年間2回以上夜間及び昼間の災害を想定した非難訓練を入所者の方も参加し実施します。			
	設備名称	個数	設備名称	個数
	スプリンクラー	有	屋内消火栓	有
	自動火災報知機	有	非常通報装置	有
	誘導灯	有	漏電火災報知機	有
	防火扉・シャッター	有	非常用電源	有
	カーテン布団等は防煙性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	消防署への届出日(平成元年9月22日) 防火管理者(福嶋健次郎)			

11. 相談窓口、苦情対応について

提供する介護サービスについて、利用者等から苦情が寄せられたときは、次のとおり迅速かつ的確な対応により適切な解決につとめます。

- (1) 苦情解決責任者
特別養護老人ホームあさひ園施設長：頼藤繁夫
- (2) 苦情受付担当者
特別養護老人ホームあさひ園施設部長：藤本祐美
- (3) 受付時間
午前8時から午後5時30分
- (4) 第三者委員
吉田正範(郷寿会監事)：〒866-0851 八代市毘舎丸町4-36
(TEL)0965-34-0919
市村京子(評議員)：〒866-0824 八代市上日置町2100番地
(TEL)0965-34-0182
- (5) 法人の住所及び電話番号：
〒866-0824 八代市上日置町2345番地 あさひ園
(TEL)0965-35-5757
(FAX)0965-34-4111

(6) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決につとめます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次により行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 本法人で解決できない苦情は、行政機関その他苦情受付機関に申し立てることができます。

八代市長寿支援課	〈所在地〉 八代市松江城町1-25 〈電話〉 0965-32-1175 〈FAX〉 0965-32-8944 〈受付時間〉 9:00~17:15
国民健康保険団体連合会	〈所在地〉 熊本市健軍1丁目18番7号 〈電話〉 096-214-1101 〈FAX〉 096-365-4188 〈受付時間〉 9:00~17:00
熊本県社会福祉協議会 「運営適正化委員会」	〈所在地〉 熊本市南千反畑町3番7号 〈電話〉 096-324-5454 〈FAX〉 096-355-5440 〈受付時間〉 9:00~17:00

12. 介護事故発生時の対応について

施設内において、利用者の予期せぬ事故が発生したときは、次のとおり迅速かつ適切な対応により円滑かつ円満な解決につとめます。

(1)利用者及び契約者への対応

①最善の処置

介護事故が発生した場合、まず利用者に対して可能な限りの緊急処置を行うとともに、引き続き看護職員を呼び最善の処置を行います。

②管理者への報告

速やかに管理者へ報告するとともに、事業所で対応できない場合には、担当医の指示で協力医療機関へ移送します。

③利用者及び契約者への説明

処置が一段落すれば、できるだけ速やかに利用者や契約者に誠意を持って説明し、契約者の申し出についても誠実に対応します。

④利用者及び契約者への損害賠償

介護事故により事業所が賠償責任を負った場合は、誠意を持って利用者及び契約者に対して補償します。

⑤事故記録と報告

利用者への処置が完了した後、速やかに介護事故報告書を作成し再発防止対策に努めます。

(2)行政機関への報告

重大な介護事故や死亡事故など重大な事態が発生した場合は、速やかに関係機関へ報告します。

13. 感染症対策体制の徹底

施設において感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1)施設内における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図ります。

(2)施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のためのマニュアルを整備し、感染症対策についての研修を定期的の実施します。

14. 褥瘡防止対策について

褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備します。

(1)入所者の生命及び人権を尊重し、生活の質の向上のため、褥瘡をつくらぬ看護・介護を行います。

(2)褥瘡予防の正しい知識と技術、発生時の治療法、ケアの対策についての啓蒙、統一的な情報管理を行ないます。

15. 介護職員によるたんの吸引等の実施について

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、登録特定喀痰吸引等事業者として、介護福祉士及び下記の研修や実地研修を終了した介護職員が、主治医や看護職員との連携等の下に、たんの吸引等を実施します。

(1)厚生省医政局長通知に基づく研修修了者は、咽頭手前までの口腔内吸引や経管栄養の準備、見守り、片付けを行います。

(2)熊本県が実施した研修修了者は、咽頭手前までの口腔内及び鼻腔内吸引や胃瘻または腸瘻による経管栄養を行います。

16. 当施設利用の際の留意事項

来訪・面会	来訪者は、その都度職員に届け出てください。来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。面会時間は、緊急の場合を除き午前8時から午後8時までとなっています。ただし、インフルエンザなどで入所者の方や職員へ感染の恐れがある場合はご遠慮ください。
外出・外泊	外出届及び外泊届願に必要事項を記入・押印し、必ず行先と帰宅時間を職員に申出てください。
居室・設備器具の使用	施設内の居室、設備及び器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合があります。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はお断りします。
迷惑行為等	騒音等、他の入所者及び利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動及び政治活動等	施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

個人情報利用目的

社会福祉法人郷寿会は、その事業を遂行するにあたって、個人情報を、法令に定められた利用目的の他、次の目的の達成に必要な限度で、収集し、利用します。

社会福祉法人郷寿会理事長 福嶋 隆

1. 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 法人内部での利用に係る事例

- ①当該事業者が提供する介護サービス
- ②介護報酬の請求その他の介護保険関係事務
- ③保護措置費、支援費等の請求、収受、補助金等の申請、収受に関する事務
- ④利用料その他の費用の請求、収受に関する事務
- ⑤入退所等の管理
- ⑥会計事務
- ⑦事故等の報告
- ⑧苦情等の対応
- ⑨その他、利用者に提供する介護サービスの改善、向上のための活動

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う事例

- ①当該利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ②その他の業務委託
- ③家族等への利用者の心身等の状況説明
- ④保険事務の委託
- ⑤審査支払い機関へのレセプトの提出
- ⑥審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ⑦損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2. 上記以外の利用目的

- ①介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ②介護保険施設等において行われる実習生、研修生への協力
- ③介護サービスにかかる業務の一部（健康診断等）の外部委託
- ④当該事業者が発行する広報に関する資料
- ⑤施設・事業所における行事開催に係る参加者の名簿作成等
- ⑥外部監査機関への情報提供

《付記》

- ① 上記のうち、他の事業者等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨事務所窓口までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけたものとして取り扱わせていただきます。
- ② これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。
- ③ 居室における利用者のネームプレートの掲示および車椅子への名札の貼付について、不都合のある方は事務所窓口までお申し出ください。

個人情報保護に対する基本方針

社会福祉法人郷寿会（以下「法人」という。）は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、個人情報の保護を図ることを宣言いたします。

社会福祉法人郷寿会 理事長：福嶋 隆

1. 個人情報の適切な収集、利用、提供、管理、委託の実施

- (1) 個人情報の取得に際して、利用目的を特定して明示または公表し、利用目的に従い必要な範囲で個人情報の収集、利用、提供を行います。
- (2) 個人情報の収集、利用、提供にあたっては、原則として本人の同意を得ることとします。
- (3) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、技術面及び組織面において合理的で適正な安全対策、予防措置等を講じて管理いたします。
- (4) 当法人が委託をする医療・介護関係事業者は、業務の委託にあたり、個人情報保護法とガイドラインの趣旨を理解し、それに沿った対応を行う事業者を選定し、かつ秘密保持契約を締結した上で情報提供し、委託先への適切な監督を行います。

2. 個人情報の安全性確保の実践

- (1) 当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を整備し必要な教育を継続的に行います。
- (2) 個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

3. 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、更新、利用停止、削除等の申し出がある場合には、速やかに対応いたします。これらの依頼については、以下の窓口でお受けいたします。

窓口： 〒866-0824 八代市上日置町 2345 番地 Tel：0965-35-5757
特別養護老人ホームあさひ園 （担当者）藤本祐美

同意書

私自身（利用者）及びその家族の個人情報について、事業者が、介護保険サービスを円滑に提供するために実施される担当者会議、私が利用する他の事業所等と情報の共有、連絡調整が必要な場合及び緊急時における病院等への情報提供時等に必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

あさひ園短期入所生活介護利用料金表（多床室）：概算 2018/4/1 現在

《 利用者負担第1段階 》

（ 単位 ： 円 ）

	要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
介護サービス費（併設Ⅱ）	584	1,168	652	1,304	722	1,444	790	1,580	856	1,712
機能訓練指導員加算	12	24	12	24	12	24	12	24	12	24
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36	18	36	18	36	18	36
看護体制加算Ⅰ	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8
看護体制加算Ⅱ	8	16	8	16	8	16	8	16	8	16
介護職員処遇改善加算Ⅰ	84	167	89	179	95	190	101	202	106	213
滞在費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食費	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
1日合計	1,025	1,749	1,098	1,897	1,174	2,048	1,248	2,196	1,319	2,339

《 利用者負担第2段階 》

	要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
介護サービス費（併設Ⅱ）	584	1,168	652	1,304	722	1,444	790	1,580	856	1,712
機能訓練指導員加算	12	24	12	24	12	24	12	24	12	24
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36	18	36	18	36	18	36
看護体制加算Ⅰ	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8
看護体制加算Ⅱ	8	16	8	16	8	16	8	16	8	16
介護職員処遇改善加算Ⅰ	84	167	89	179	95	190	101	202	106	213
滞在費	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370
食費	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390
1日合計	1,485	2,209	1,558	2,357	1,634	2,508	1,708	2,656	1,779	2,799

《 利用者負担第3段階 》

	要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
介護サービス費（併設Ⅱ）	584	1,168	652	1,304	722	1,444	790	1,580	856	1,712
機能訓練指導員加算	12	24	12	24	12	24	12	24	12	24
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36	18	36	18	36	18	36
看護体制加算Ⅰ	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8
看護体制加算Ⅱ	8	16	8	16	8	16	8	16	8	16
介護職員処遇改善加算Ⅰ	84	167	89	179	95	190	101	202	106	213
滞在費	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370
食費	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650
1日合計	1,745	2,469	1,818	2,617	1,894	2,768	1,968	2,916	2,039	3,059

《 利用者負担第4段階 》

	要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
介護サービス費（併設Ⅱ）	584	1,168	652	1,304	722	1,444	790	1,580	856	1,712
機能訓練指導員加算	12	24	12	24	12	24	12	24	12	24
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36	18	36	18	36	18	36
看護体制加算Ⅰ	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8
看護体制加算Ⅱ	8	16	8	16	8	16	8	16	8	16
介護職員処遇改善加算Ⅰ	84	167	89	179	95	190	101	202	106	213
滞在費	840	840	840	840	840	840	840	840	840	840
食費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
1日合計	2,995	3,719	3,068	3,867	3,144	4,018	3,218	4,166	3,289	4,309

1. 送迎を依頼された場合は送迎加算（片道184円）が必要となります。
 2. 介護職員処遇改善加算は、送迎を往復利用された時の単位となります。
- なお、他加算の有無によって変わります。

あさひ園短期入所生活介護利用料金表（従来型個室）：概算 2018/4/1 現在

《 利用者負担第1段階 》

（ 単位 ： 円 ）

	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
介護サービス費（併設Ⅰ）	584	1,168	652	1,304	722	1,444	790	1,580	856	1,712
機能訓練指導員加算	12	24	12	24	12	24	12	24	12	24
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36	18	36	18	36	18	36
看護体制加算Ⅰ	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8
看護体制加算Ⅱ	8	16	8	16	8	16	8	16	8	16
介護職員処遇改善加算Ⅰ	84	167	89	179	95	190	101	202	106	213
滞在費	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320
食費	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
1日合計	1,345	2,069	1,418	2,217	1,494	2,368	1,568	2,516	1,639	2,659

《 利用者負担第2段階 》

	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
介護サービス費（併設Ⅰ）	584	1,168	652	1,304	722	1,444	790	1,580	856	1,712
機能訓練指導員加算	12	24	12	24	12	24	12	24	12	24
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36	18	36	18	36	18	36
看護体制加算Ⅰ	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8
看護体制加算Ⅱ	8	16	8	16	8	16	8	16	8	16
介護職員処遇改善加算Ⅰ	84	167	89	179	95	190	101	202	106	213
滞在費	420	420	420	420	420	420	420	420	420	420
食費	390	390	390	390	390	390	390	390	390	390
1日合計	1,535	2,259	1,608	2,407	1,684	2,558	1,758	2,706	1,829	2,849

《 利用者負担第3段階 》

	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
介護サービス費（併設Ⅰ）	584	1,168	652	1,304	722	1,444	790	1,580	856	1,712
機能訓練指導員加算	12	24	12	24	12	24	12	24	12	24
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36	18	36	18	36	18	36
看護体制加算Ⅰ	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8
看護体制加算Ⅱ	8	16	8	16	8	16	8	16	8	16
介護職員処遇改善加算Ⅰ	84	167	89	179	95	190	101	202	106	213
滞在費	820	820	820	820	820	820	820	820	820	820
食費	650	650	650	650	650	650	650	650	650	650
1日合計	2,195	2,919	2,268	3,067	2,344	3,218	2,418	3,366	2,489	3,509

《 利用者負担第4段階 》

	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割	1割	2割
介護サービス費（併設Ⅰ）	584	1,168	652	1,304	722	1,444	790	1,580	856	1,712
機能訓練指導員加算	12	24	12	24	12	24	12	24	12	24
夜勤職員配置加算Ⅲ	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36	18	36	18	36	18	36
看護体制加算Ⅰ	4	8	4	8	4	8	4	8	4	8
看護体制加算Ⅱ	8	16	8	16	8	16	8	16	8	16
介護職員処遇改善加算Ⅰ	84	167	89	179	95	190	101	202	106	213
滞在費	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150	1,150
食費	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430
1日合計	3,305	4,029	3,378	4,177	3,454	4,328	3,528	4,476	3,599	4,619

1. 送迎を依頼された場合は送迎加算（片道184円）が必要となります。
 2. 介護職員処遇改善加算は、送迎を往復利用された時の単位となります。
- なお、他加算の有無によって変わります。

あさひ園介護予防短期入所介護利用料金表（多床室）：概算

2018/4/1 現在

《 利用者負担第1段階 》

（ 単位 ： 円 ）

	要支援 1		要支援 2	
	1割	2割	1割	2割
介護サービス費	437	874	543	1086
機能訓練指導員加算	12	24	12	24
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36
介護職員処遇改善加算Ⅰ	69	139	78	156
滞在費	0	0	0	0
食費	300	300	300	300
1日合計	836	1,373	951	1,602

《 利用者負担第2段階 》

	要支援 1		要支援 2	
	1割	2割	1割	2割
介護サービス費	437	874	543	1086
機能訓練指導員加算	12	24	12	24
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36
介護職員処遇改善加算Ⅰ	69	139	78	156
滞在費	370	370	370	370
食費	390	390	390	390
1日合計	1,296	1,830	1,442	2,062

《 利用者負担第3段階 》

	要支援 1		要支援 2	
	1割	2割	1割	2割
介護サービス費	437	874	543	1086
機能訓練指導員加算	12	24	12	24
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36
介護職員処遇改善加算Ⅰ	69	139	78	156
滞在費	370	370	370	370
食費	650	650	650	650
1日合計	1,556	2,093	1,671	2,322

《 利用者負担第4段階 》

	要支援 1		要支援 2	
	1割	2割	1割	2割
介護サービス費	437	874	543	1086
機能訓練指導員加算	12	24	12	24
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36
介護職員処遇改善加算Ⅰ	69	139	78	156
滞在費	840	840	840	840
食費	1,430	1,430	1,430	1,430
1日合計	2,806	3,340	2,921	3,572

1. 送迎を依頼された場合は送迎加算（片道184円）が必要となります。
2. 介護職員処遇改善加算は、送迎を往復利用された時の単位となります。
なお、他加算の有無によって変わります。

あさひ園介護予防短期入所介護利用料金表（従来型個室）：概算

2018/4/1 現在

（単位：円）

《利用者負担第1段階》

	要支援 1		要支援 2	
	1割	2割	1割	2割
介護サービス費	437	874	543	1086
機能訓練指導員加算	12	24	12	24
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36
介護職員処遇改善加算Ⅰ	69	139	78	156
滞在費	320	320	320	320
食費	300	300	300	300
1日合計	1,156	1,690	1,271	1,922

《利用者負担第2段階》

	要支援 1		要支援 2	
	1割	2割	1割	2割
介護サービス費	437	874	543	1086
機能訓練指導員加算	12	24	12	24
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36
介護職員処遇改善加算Ⅰ	69	139	78	156
滞在費	420	420	420	420
食費	390	390	390	390
1日合計	1,346	1,880	1,461	2,112

《利用者負担第3段階》

	要支援 1		要支援 2	
	1割	2割	1割	2割
介護サービス費	437	874	543	1086
機能訓練指導員加算	12	24	12	24
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36
介護職員処遇改善加算Ⅰ	69	139	78	156
滞在費	820	820	820	820
食費	650	650	650	650
1日合計	2,006	2,580	2,121	2,772

《利用者負担第4段階》

	要支援 1		要支援 2	
	1割	2割	1割	2割
介護サービス費	437	874	543	1086
機能訓練指導員加算	12	24	12	24
サービス提供体制加算Ⅰ	18	36	18	36
介護職員処遇改善加算Ⅰ	69	139	78	156
滞在費	1,150	1,150	1,150	1,150
食費	1,430	1,430	1,430	1,430
1日合計	3,116	3,650	3,231	3,882

1. 送迎を依頼された場合は送迎加算（片道184円）が必要となります。
2. 介護職員処遇改善加算は、送迎を往復利用された時の単位となります。
なお、他加算の有無によって変わります。

平成 年 月 日

あさひ園短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護の開始にあたり、利用者及び契約者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉

住 所 八代市上日置町 2345 番地
支援事業者名 社会福祉法人 郷寿会

代表者名 福 嶋 隆 印
(指定番号 4370200653)

〈説明者〉

所 属 特別養護老人ホームあさひ園

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスについて重要事項の説明を受け承しました。

〈利用者〉

住 所

氏 名 印

〈利用者代理人〉

住 所

氏 名 印
(続柄:)

〈家族〉

住 所

氏 名 印
(続柄:)